

必ず  
読んでね



重要な手続きや  
制度改正などを  
お知らせするよ。

## 市役所の混雑緩和に協力を

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市役所への来庁が必須でない手続きについては、郵送や電子申請、電子メールなどを利用し、市役所の混雑緩和に協力をお願いします。

来庁せずにできる手続きについて詳しくは市ホームページを確認してください。



## 国民健康保険のお知らせ

国民健康保険課  
(TEL6384・1240 FAX6368・7347)

### 納付額確認書を送付

令和2年1月～12月に納付した国民健康保険料の納付額確認書を1月下旬に送ります。後期高齢者医療保険料の納付額確認書は希望者のみに交付します。交付希望は直接か電話で同課へ。

### 土日・夜間窓口相談

同課で国民健康保険料の相談・納付ができます。

**土日相談** 1月9日(土)、10日(日)、2月6日(土)、7日(日)、3月6日(土)、7日(日)午前10時～午後4時。

**夜間相談** 1月28日(土)、2月25日(土)、3月25日(土)午後8時まで。

### 高額療養費外来診療分の申請を

令和2年7月末時点で、70歳以上の2割が1割負担の人のうち、令和元年8月～令和2年7月の外来診療費の合計が年間上限額14万4000円を超えた場合は超過額を支給します。該当者には1月中に案内通知と申請書を送ります。国民健康保険課が大阪府後期高齢者医療広域連合(TEL4790・2031)。

## 介護保険料 収納方法の追加

固高齢福祉室介護保険担当  
(TEL6384・1343 FAX6368・7348)

1月以降発行の納付書から、コンビニエンスストアや、スマートフォン(LINE Pay請求書払い、PayPay請求書払い)で納付できるようになります。詳しくは市ホームページへ。

## 国民年金課 窓口の変更

固国民年金課  
(TEL6384・1209 FAX6368・7346)

1月25日(月)から同課の場所は、低層棟1階から高層棟2階になります。

## 吹田税務署からのお知らせ

固吹田税務署(TEL6330・3911)か  
市民税課(FAX6368・7344)

### 自宅などからe-Taxで申告を

令和2年分の確定申告は、「国税庁ホームページ」を利用したe-Tax(パソコン・スマートフォン申告)を利用してください。e-Taxの利用には、マイナンバーカードか、税務署で発行できるIDとパスワードが必要です。以前に税務署で確定申告書を作成・送信したことがある人は、すでに発行しているので、申告書の控えなどを確認してください。また、納税はキャッシュレスを利用してください。

### 税務署へ来場する場合の注意

◇1月以降、確定申告で来場した人に「入場整理券」を配布します。上限に達した場合、早めに受付を終了する場合があります。◇マスクを着用してください。咳・発熱などの症状のある人や体調が悪い人は、入場できない場合があります。◇筆記用具や計算器具は、署内で用意していないので、持参してください。

### 駐車場の閉鎖について

1月22日(金)から3月19日(金)まで、税務署の駐車場を閉鎖します。利用できる駐輪場も限られています。公共交通機関を利用してください。

## 固定資産税の手続きは忘れずに

固資産税課 賦課・証明担当(TEL6384・1245 FAX6368・7344) 土地担当(TEL6384・1246)  
家屋担当(TEL6384・1247)

### 2月1日(月)までに手続きを

**償却資産の申告** 市内で事業を営む法人や個人は、1月1日現在で所有している償却資産の取得時期・価格などを、賦課・証明担当へ申告してください。▶**対象事業用の構築物、各種機械装置、器具、備品などの有形減価償却資産**です。土地や家屋、自動車税・軽自動車税対象の車両は除きます。固賦課・証明担当。  
**住宅用地などの申告** 1月1日現在で土地を所有し、昨年中に土地の用途を住宅用地に変更した場合は、土地担当へ申告してください。また、1月1日現在、次のいずれかに該当し、一定の要件を満たしている場合は、令和3年度から固定資産税などが減額されます。要申請。◇土地を道路として利用している。◇共同住宅団地内にある共有の土地の一部を遊園と

して利用している。◇都市計画施設の予定地である。◇集会所やごみ集積所を所有している。固土地担当。  
**家屋の申告について** 昨年中に家屋の新築、増築や取り壊し、店舗から居宅への用途変更などを行い、登記をしていない場合は、家屋担当へ申告してください。固家屋担当。

### 現所有者の申告の義務化について

市内に土地か家屋を持つ人が死亡した場合、現所有者(相続人など)の住所と氏名などを申告することが義務化されました。申告しなければ過料が課される場合があります。詳しくは市ホームページを確認してください。固賦課・証明担当。

## 固定資産税の減額制度

### ■住宅の改修

いずれも▶**申し込み**工事完了後、3か月以内に所定の用紙を家屋担当へ。固家屋担当。

**バリアフリー改修** 令和4年3月31日までに自己負担額が50万円超の工事を行った場合、翌年度分の固定資産税額の3分の1を減額。1戸当たり100㎡分まで。耐震改修減額の適用を受けている期間は不可。

▶**対象物件** 次のすべての要件を満たす住宅。◇65歳以上の人、要介護・要支援認定を受けている人、障がい者のいずれかの人が居住している。◇築10年以上で床面積が50～280㎡。賃貸住宅は除く。▶**対象工事** 廊下の拡幅や階段のこう配の緩和、浴室の改良、トイレの改良、手すりの取り付け、床の段差解消、引き戸への取り替え、床の滑り止め化。

**省エネ改修** 省エネ基準に適合する自己負担額が50万円超の改修工事を令和4年3月31日までに行った場合、翌年度分の固定資産税額の3分の1(長期優良住宅の認定を受けて改修した場合は3分の2)を減額。1戸当たり120㎡分まで。耐震改修減額の適用を受けている期間は不可。▶**対象物件** 平成20年1月1日以前に建築された床面積が50～280㎡の住宅。分譲マンションなどの共有部分の工事は対象外。▶**対象工事** 窓の複層ガラスや二重サッシ化など、窓の改修と合わせて行う床・天井・壁の断熱改修。

**耐震改修** 耐震基準に適合する自己負担が50万円超の工事を令和4年3月31日までに行った場合、翌年度分(通行障害既存耐震不適格建築物は翌年度から2年間)の固定資産税額の2分の1(長期優良住宅の認定を受けて改修した場合は3分の2)を減額。1戸当たり120㎡まで。▶**対象物件** 昭和57年1月1日以前に建築された住宅。

### ■認定長期優良住宅

認定長期優良住宅を令和4年3月31日までに新築した場合、固定資産税額の2分の1を新築後5年間減額。3階建て以上の耐火住宅・準耐火住宅は7年間。1戸当たり120㎡まで。▶**対象物件** 居住部分の床面積が50～280㎡。一戸建て以外の賃貸住宅は40～280㎡。店舗付住宅などの併用住宅は居住部分が2分の1以上必要。▶**申し込み** 所定の用紙と認定通知書の写しを新築した翌年の1月末までに家屋担当へ。

### ■東日本大震災の被災者への特例措置

次のいずれかに該当する場合は、固定資産税と都市計画税の特例措置を受けることができます。◇同震災により滅失・損壊した住宅の土地か家屋の所有者などが、令和3年3月31日までの間に代替の土地や家屋を取得した場合。◇原子力災害の影響で居住困難区域内にあった住宅の土地か家屋の所有者などが、居住困難区域の指定が解除されてから3か月(新築は1年)以内に代替の土地か家屋を取得した場合。